



毎月10日発行



沖縄県国頭郡本部町備瀬

- 1 第48回 公益社団法人沖縄県トラック協会 定時総会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 通常総会
- 2 令和6年度 陸運関係功労者等の沖縄総合事務局 陸運事務所長表彰《陸運関係功労者、優良運行管理者、貨物自動車運送事業安全性優良事業所》受賞おめでとうございます!!
- 3 優秀運転者顕章候補者の推薦について(お願い)
- 7 事業用トラックによる重大事故発生への対応について

- 11 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(運送業)のご案内
 - 13 フォークリフト運転競技沖縄県大会の開催について
 - 14 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
近代化基金融資にかかる貸出金利について
- 裏表紙 健康おきなわ21(第3次)が令和6年度からスタートします(令和6~17年度)

第48回

公益社団法人沖縄県トラック協会 定時総会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 通常総会

去る5月29日(水)に当協会の「第48回定時総会」をロワジールホテル那覇で開催した。冒頭、会員660事業者中、委任状を含め412事業者の出席があり総会が有効に成立した旨の報告があり、新城会長の挨拶の後、議事進行が行われた。

議事では、令和5年度事業報告、令和6年度事業計画、令和6年度収支予算について報告した後、第1号議案として令和5年度貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録承認の件が原案どおり可決承認された。

休憩をはさんで、陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部の総会に移り、令和5年度事業報告、令和5年度収支計算書、令和6年度事業計画(案)、令和6年度収支予算(案)が審議され、原案どおり可決承認された。

総会終了後、懇親会を開催した。



開会挨拶（新城会長）



総会の様子



表彰状・記念品授与



来賓挨拶（沖縄総合事務局 星運輸部長）



懇親会 新城会長挨拶



懇親会の様子

令和6年度 陸運関係功労者等の沖縄総合事務局陸運事務所長表彰 《陸運関係功労者、優良運行管理者、貨物自動車運送事業安全性優良事業所》 受賞おめでとうございます!!

令和6年度沖縄総合事務局陸運事務所長表彰（陸運関係功労者、優良な運行管理者、貨物自動車運送事業安全性優良事業所）の表彰式が6月14日（金）、沖縄総合事務局陸運事務所にて執り行われました。

この表彰は長期間に亘り、貨物自動車運送事業に精励し、事業の発展に寄与した者や安全性優良事業所（Gマーク）として10年以上継続して認定を受けている事業所に対する表彰です。

受賞された皆様、誠におめでとうございます。今後とも、益々のご活躍を期待申し上げます。

【役員】 2名（順不同）

- ・那覇支部（1名）
吉里 国男（有限会社マルヨシ運輸）
- ・八重山支部（1名）
豊平 一弘（豊平運送）

【運転者】 2名

- ・那覇支部（2名）
伊佐 純一（有限会社パルス物流）
仲宗根 正則（株式会社あんしん）

【運行管理者】 1名

- ・那覇支部（1名）
普天間 正（前田運輸株式会社）

【貨物自動車運送事業 安全性優良事業所】 2事業所（順不同）

- ・日本郵便株式会社 那覇中央郵便局
- ・日本郵便株式会社 名護郵便局



陸運関係功労者、運行管理者表彰受賞者



安全性優良事業所表彰受賞者

會員事業者 各位

(公社)沖縄県トラック協会
会 長 新城 英一
(公印省略)

優秀運転者顕章候補者の推薦について（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会長より標記推薦依頼がありますので、「優秀運転者顕章規程」(別添1)に基づき、貴事業者の該当者を当協会宛に7月25日(木)迄にご推薦いただきますようお願い致します。

なお、ご推薦いただいた候補者の情報（個人情報）については、優秀運転者顕章表彰以外には使用致しませんことを申し添えます。

謹白

記

1. 提出書類 ①「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添3）
② 無事故・無違反証明書（コピーやSDカードでも可）

2. 提出方法 メール等にて7月25日(木)迄にご提出ください。
 メールアドレス ota.gyoumu@okitora.or.jp

「①優秀運転者顕章候補者推薦書」は、沖縄県トラック協会のホームページ「最新情報一覧」の上部にExcelデータを準備しています。

(使用する Excel ファイルは、形式を変換せず Excel ファイルのまま送付ください)

3. 注意事項
- ①過去に受章した方は、同じ賞での推薦はできません。
 - ②金十字章を受けた方は、その後に銀十字章を受けることはできません。
 - ③運転免許証番号は必ず確認し、正確に記載してください。

○お問い合わせ先 (公社)沖縄県トラック協会 業務課 Tel : 098-863-0280
Fax : 098-863-3591

優秀運転者顕章規程

昭和44年11月20日理事会決定
平成24年 4月 1日改 定
平成27年12月 3日改 定
平成28年 6月30日改 定
令和 5年12月 7日改 定

(目 的)

第1条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

(顕章を贈る者)

第2条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

(顕章の種類)

第3条 この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

(顕章の贈呈基準および受章資格)

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- (1) 金十字章 満20年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)
- (2) 銀十字章 満10年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

(受章候補者の推薦)

第5条 都道府県会長は、前条の定めに適合し、かつ第1条の目的に照らして適格と認められる者を会長に推薦する。

(受章候補者の推薦期間)

第6条 都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

(受章者の選考)

第7条 受章者は第5条第1項の定めにより推薦のあった者を理事会が決定する。

(顕章を贈る方法等)

第8条 この顕章は毎年1回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

(顕章の取消)

第9条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。

2 前項の場合の事故の基準については、第4条第2項を準用する。

3 第4条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けたときは、受章にさかのぼってその効力を失う。

(重複受章等の除外)

第10条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

2 金十字章を受けた者はその後に銀十字章を受けることはできない。

3 同一の受章候補者について、同時に金十字章と銀十字章を推薦することはできない。

(委 任)

第11条 この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月7日から施行する。

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(沖縄県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）										備考	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第											
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 日	第										号	
			自 昭・平 年 月 日 年	第										号	

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

事業用トラックによる重大事故発生への対応について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月6日(月)、群馬県内の国道において、事業用トラックが対向車線にはみ出し、乗用車2台と衝突し3人が死亡する事故があり、また、令和6年5月14日(火)、埼玉県内の首都高速道路において、事業用トラックが渋滞の最後尾に突っ込み3人が死亡する痛ましい追突事故が発生しました。

つきましては、別添資料を踏まえ、下記事項の徹底に取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

記

1. 改正された改善基準告示に則る乗務割の作成及び運転時間や拘束時間、休息期間確保などドライバーに対する関係法令を遵守することの徹底
2. 最高速度・規制速度の遵守及び適正な車間距離の確保など、道路交通法等関係法令遵守の関係者に対する指導の徹底
3. 乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制の確立

※別添資料「事業用トラックの飲酒事故事例（令和5年1月～12月31日）」のNo.28に沖縄県内で起きた事例が掲載されております。

〈お問合せ先〉

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280



全ト協発第93号（環）
令和6年5月16日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克 己



事業用トラックによる重大事故発生への対応について

平素は、当協会の業務運営に関し種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月6日（月）、群馬県内の国道において、事業用トラックが対向車線にはみ出し、乗用車2台と衝突し3人が死亡する事故があり、また、令和6年5月14日（火）、埼玉県内の首都高速道路において、事業用トラックが渋滞の最後尾に突っ込み3人が死亡する痛ましい追突事故が発生しました。

こうした事故の原因は現在調査中ではあるものの、産業活動や国民生活に不可欠な物流を担う事業用トラックが第1当事者となるこうした重大事故が相次ぐことにより、国民の生命・財産への甚大な被害を生じさせることで、これまで培われてきた社会的信頼性が一気に損なわれることとなります。

トラック運送業界と致しましては、こうした交通事故の再発防止に向け、関係者一丸となって真剣に取り組むことが、社会に対する信頼性確保に向けた重要課題となります。

つきましては、最近の交通事故による死亡事故発生件数の状況と併せ、国土交通省から資料提供された事業用トラックが関係する令和5年中の飲酒事例を添付いたしますので、こうした事例を踏まえつつ、下記事項につきまして傘下会員事業者への周知徹底方、よろしくお願い致します。

記

1. 改正された改善基準告示に則る乗務割の作成及び運転時間や拘束時間、休息期間確保などドライバーに対する関係法令を遵守することの徹底
2. 最高速度・規制速度の遵守及び適正な車間距離の確保など、道路交通法等関係法令遵守の関係者に対する指導の徹底
3. 乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制の確立

＜お問合せ先＞

交通・環境部 TEL：03-3354-1045

事業用トラックの飲酒事故事例(令和5年1月～12月31日) ※物損事故を含む

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等

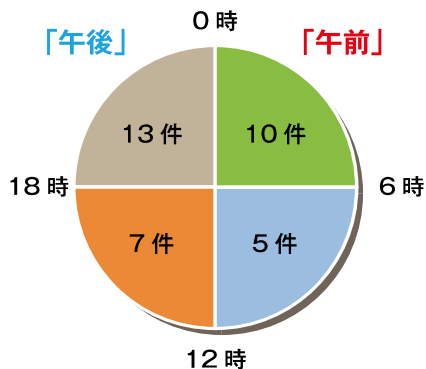
	発生日時	車籍地	発生地	死傷状況		事 故 の 概 要
				死 亡	負 傷	
1	1月9日 7時40分	熊本県			1	熊本県に営業所を置く 大型トラック が 信号待ちの車両に追突 した。この事故により、衝突した車両に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当日は、運行管理者不在のため、乗務前点呼を受けずに出庫した模様。
2	1月14日 19時27分	愛知県	福井県		1	愛知県に営業所を置く 大型トラック が交差点において 左から進入してきた軽自動車と衝突 した。この事故により軽自動車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当日の乗務前点呼ではアルコール反応はなかった模様。
3	1月16日 14時32分	千葉県				千葉県に営業所を置く 大型トラック が交差点において左折専用レーンを左折せずに直進し、交差点内第2車線を並走していた 大型トレーラの左側面後方部分と自車トラック右側前部が衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当日の乗務前点呼ではアルコール反応はなく、運転者は昼休憩時に飲酒した模様。
4	1月17日 0時19分	島根県	兵庫県			島根県に営業所を置く 大型トラック が第1車線から第2車線に車線変更をしようとした際、 第2車線を走行していた車両に接触 した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
5	1月27日 18時57分	京都府				京都府に営業所を置く 大型トラック が 営業所敷地内において他の車両と接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は昼休憩時に缶ビールを飲んでいた模様。
6	2月4日 0時45分	茨城県	滋賀県			茨城県に営業所を置く 大型トラック が高速道路のSAにおいて駐車のために後退した際、 停車中の車両に接触 した。この事故による負傷者はいない。事故発生直後、警察と事業者社長へ連絡し警察の到着を待つ間、運転者は気が動転し、車内に保管していた缶酎ハイを飲酒した模様。
7	2月28日 16時00分	兵庫県			1	兵庫県に営業所を置く 大型トラック が信号待ちをしていた 停車中の乗用車に追突 し、その弾みで追突された乗用車が前方の回送中のバスに追突した。この事故により、乗用車に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 なお、同日8時の乗務前点呼においてアルコール反応はなかった模様。
8	3月2日 3時00分	宮城県	岩手県			宮城県に営業所を置く 大型トラック が運転操作を誤り 路外逸脱し水路に転落 した。この事故による負傷者はいない。 当該運転者は、車両の鍵を持ち帰っており点呼未実施のまま同日1時22分頃出発した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
9	3月8日 14時47分	大阪府	福岡県		1	大阪府に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中追い越し車線に車線変更しようとしたところ、 追い越し車線を並走する乗用車に衝突 した。この事故により、並走していた乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は3月7日の朝に営業所で対面点呼を受け出庫して以降、点呼は実施されていない模様。
10	3月10日 23時18分	新潟県	秋田県		1	新潟県に営業所を置く 中型トラック が休息を取る為駐車しようとして後退したところ、隣に 駐車していた乗用車に衝突 した。この事故により乗用車に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
11	3月13日 11時50分	島根県	愛知県			島根県に営業所を置く 中型トラック が交差点において 右折待ちしていたトラックに追突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 荷待ちの時間に飲酒した模様。
12	3月26日 16時50分	岩手県	青森県			岩手県に営業所を置く 大型トラック が高速道路走行中右カーブにおいて 左側壁に衝突 した。運転していたのは元社員(運転者)で、営業所から勝手に車両のカギを持ち出し同車両を運転していた模様。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
13	3月31日 4時30分	兵庫県	東京都		1	兵庫県に営業所を置く 中型トラック が 停車中のトラックに接触 した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 運転者は3月30日23時ごろ夕食(飲酒含む)を取り休息に入った模様。
14	4月4日 13時30分	青森県	岩手県		2	青森県に営業所を置く 大型トラック がセンターラインをはみ出し スノーシェルダーと対向してきた乗用車に衝突 した。この事故により、当該トラック運転者及び乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 同日9時00分ごろ乗務前点呼(電話)を実施しアルコール反応は確認されなかった模様。運転者は、同日11時ごろコンビニでアルコールを購入し飲みながら運転した模様。
15	4月11日 0時55分	愛知県	岐阜県		1	愛知県に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中右側の 中央分離帯に衝突 した。この事故により運転者が重傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 運転者は予定していた休息を取らずに運行管理者の指示を受けることなく運行し、事故直前に、運転者はコンビニで弁当と酎ハイ500mlを2本を購入し飲みながら運転した模様。
16	4月15日 18時18分	兵庫県			2	兵庫県に営業所を置く 大型トラック が交差点において赤信号で 停車していた乗用車に追突 し、追突された乗用車が前の軽自動車に追突した。この事故により乗用車と軽自動車に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当日の乗務前点呼においては、予定していた点呼執行者が体調不良であったため対面点呼は行われておらず、アルコールチェッカーも使用していなかった模様。なお、運転者は荷卸し後営業所へ戻る途中に飲酒をした模様。
17	4月27日 0時48分	福岡県	岡山県			福岡県に営業所を置く 中型トラック が高速道路PA内で車両を動かし後退した際、 停車中の乗用車に接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は、4月26日12時36分に対面点呼を実施した際にアルコール反応はなかったが、17時30分ごろ別の高速道路PAに到着して休憩した際に飲酒し18時30分ごろ出発。19時39分に当該PAに到着し電話点呼を実施するが運転者から飲酒の申告はなく、その後再度飲酒した模様。
18	4月27日 3時31分	佐賀県	兵庫県			佐賀県に営業所を置く 大型トラック がコンビニエンスストア駐車場において休息中、別の駐車スペースに車両を移動させようとした際、左側に 駐車していたトラックに接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 運転者は4月26日21時43分ごろ乗務後点呼(電話)を実施し休息に入り、同日22時ごろ当該コンビニエンスストアにてビールを購入し飲酒後、23時頃から睡眠していた模様。
19	6月2日 22時00分	静岡県	神奈川県		1	静岡県に営業所を置く 中型トラック が高速道路PAに駐車中に車両が動いてしまい前方に 駐車していたトラックに衝突 。戻ろうと後退した際に運転操作を誤り後方のトラックに衝突した。この事故により衝突されたトラック運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 運転者は同日20時ごろ、当該PAにおいて休息中、前もって購入していた缶酎ハイを飲んだ模様。
20	6月8日 0時08分	佐賀県	岡山県			佐賀県に営業所を置く 大型トラック が高速道路の第2車線を走行中、工事規制が終了したと勘違いし車線変更したところ、 工事のため使用されていたカラーコーンに接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者への電話点呼は行われずに、6月7日22時15分に出発した模様。
21	7月10日 21時15分	富山県				富山県に営業所を置く 中型トラック が判断を誤り 電柱に接触 した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。

	発生日時	車籍地	発生地	死傷状況		事 故 の 概 要
				死亡	負傷	
22	7月15日 18時30分	滋賀県		1		滋賀県に営業所を置く 中型トラック が交差点に赤信号で進入し 乗用車と接触 した。この事故により乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
23	7月19日 15時25分					新潟県
24	7月21日 18時00分	鳥取県	兵庫県			鳥取県に営業所を置く 大型トラック が高速道路PA内において、 接触事故を起こす が通報せずその場を離れた。事故後、警察から営業所に連絡があったことから当該運転者は事故現場へ戻ったところ、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は、事故後、別のPAにおいて飲酒していた模様。
25	7月26日 4時48分	新潟県	山梨県	1		新潟県に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中、路肩付近で 停車していた車両に気付かず に 追突 した。この事故により追突された車両の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 7月25日22時36分ごろに長野県において実施した中間点呼においてはアルコール反応は確認されず、その後乗務中に飲酒した模様。
26	8月11日 4時28分	広島県	山口県	1		広島県に営業所を置く 大型トラック が赤信号を青信号と誤認して交差点に進入し トラックと衝突 した。この事故により相手方運転者が重傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 運転者は、8月10日19時30分ごろに夕食（飲酒あり）をとり、同日22時ごろから仮眠し、8月11日4時15分ごろ運行を開始した模様。
27	8月17日 21時31分	福島県				福島県に営業所を置く 大型トラック が空き地に敷設してあった 電柱に車両前部左側から衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は、当日18時ごろ休息場所に到着し飲酒したが、寝付けず運行を再開した模様。
28	8月26日 6時40分	沖縄県				沖縄県に営業所を置く 大型トラック が信号が青から赤に変わったため急ブレーキをかけ 街路樹に追突 した。この事故により負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 事故当日の当該車両の出庫時間帯に運行管理者不在であることから点呼を実施していない模様。当該運転者は、事故前日に自宅にて飲酒したアルコールが残っていた状態であった模様。
29	10月31日 17時15分	岡山県	兵庫県			岡山県に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中、 工事規制のバイロンを数個はねた が停車せずそのまま走行。警察からの要請により営業所から運転者に連絡し事故現場に戻るよう指示したが、連絡が途切れた。その後も 料金所の支柱や防音壁に衝突 したが停止せずそのまま走行した。その後運転者と連絡が取れ、アルコール検査を実施したところアルコール反応が確認されたため、事業者は運行停止を指示した後、警察が到着し検挙された。この事故による負傷者はいない。 当該運転者は、同日13時25分ごろ休息の為高速道路PAに駐車し、家から持参した焼酎を飲酒し寝ようとしたが寝つけず、同日15時54分ごろに当該PAを出発した模様。
30	10月31日 22時30分	栃木県				栃木県に営業所を置く 大型トラック が休息場所から出発した際に、 駐車場フェンス及び隣接する民家の壁に衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は同日21時40分ごろ当該駐車場において運行中に購入した酒を飲み睡眠に入ったが、寝ぼけて夜間の配送と勘違いして、点呼も行わず運行を開始した模様。
31	11月1日 11時05分	東京都	栃木県			東京都に営業所を置く 準中型トラック が、曲がろうとしていた十字路を通り過ぎたことに気づき後退したところ、 停止していた後続の軽自動車に衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
32	11月5日 22時30分	福島県				福島県に営業所を置く 大型トラック が交差点において当該トラックの前を走行していた乗用車が右折レーンに車線変更したことから、大型トラックが直進レーンを走行し乗用車の左側方を通過していたところ、 乗用車が直進レーンに再度車線変更を行ったことで当該トラックの右側面後方と接触 したものの。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 同日21時43分ごろ実施した業務前点呼ではアルコールは検知されなかった模様。
33	11月16日 20時55分	京都府	青森県	1		京都府に営業所を置く 中型トラック が路面のわだちにハンドルをとられて 路外に逸脱 した。この事故により、運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は同日18時20分の乗務後点呼後飲酒し運行をした模様。
34	11月22日 22時44分	岐阜県	滋賀県			岐阜県に営業所を置く 小型トラック が交差点において赤信号で 停止していた乗用車に追突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当日は運行管理者不在のため点呼は実施されていない模様。
35	11月26日 9時44分	宮城県		2		宮城県に営業所を置く 大型トラック が交差点において赤信号で 停止中の軽自動車に追突 した。この事故により軽自動車に乗っていた2名が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。 当該運転者は当日の乗務前点呼を行わずに出勤、運転開始直後から酒を飲み始めた模様。

1. 飲酒事案発覚時刻

2. 飲酒実態（国土交通省からの情報提供）

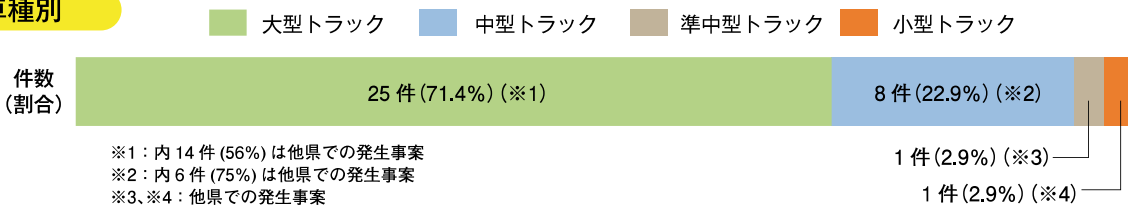
参考情報



点呼が実施されなかった事例	15
点呼後の運行中に飲酒した事例	14
調査中	6
計	35

※軽貨物自動車を除く

3. 車種別



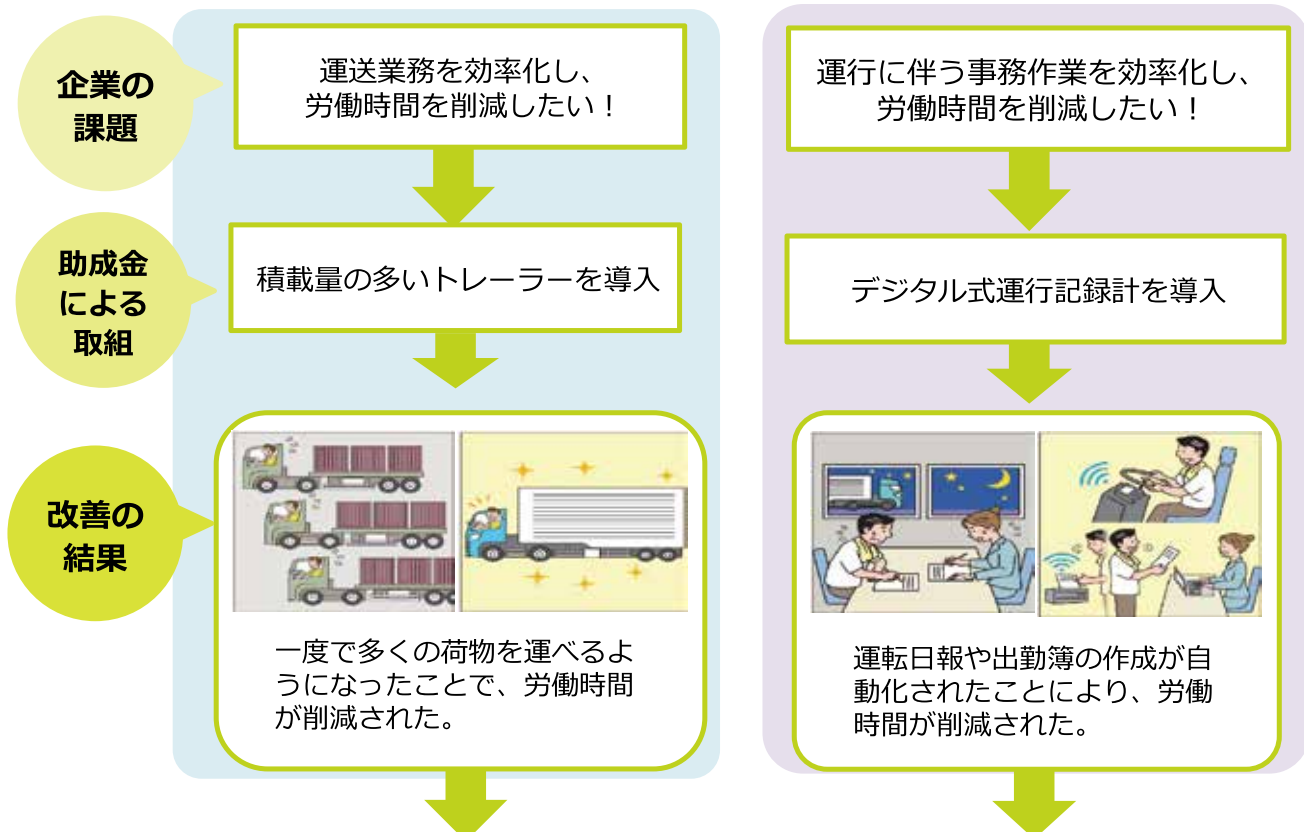


令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業）のご案内



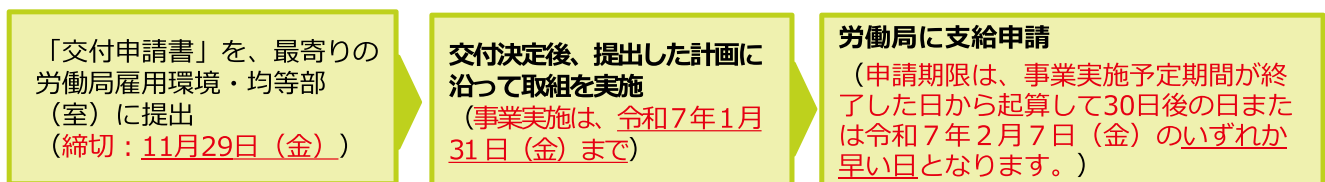
令和6年4月1日に、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2024.4)

業種別課題対応コース（運送業）の助成内容

対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
 - 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 - 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
 - 4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など

- (※1) 中小企業事業主の範囲
以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
- ・資本または出資額が**3億円以下**
 - ・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組
～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
 - ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。**
- ④ **10時間以上の勤務間インターバルを導入すること。**（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大950万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～4の上限額及び5の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

- 2. 成果目標②の上限額：25万円
- 3. 成果目標③の上限額：25万円
- 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
10時間以上 11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

- (※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

5. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

フォークリフト運転競技沖縄県大会の開催について

陸災防沖縄県支部では、標記大会を下記のとおり開催いたしますので、会員事業所の運転者の方々のご参加をお願い申し上げます。

1. 目的

フォークリフト運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識並びに技能の向上を図り、もって、安全作業の確立と実効ある労働災害の防止の推進に資することを目的とする。

2. 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄県支部

3. 競技部門

「一般の部」と「女性の部」の2部門とする。

4. 日時

令和6年8月24日(土)8:30開会(選手集合時間8:00)

・学科・・・8:50～9:30

・実科競技・・・10:00～

5. 会場

九州沖縄トラック研修会館

6. 出場選手の資格

参加日において、次のいずれにも該当する者とする。

(1)会員事業所に在籍の従業員であること。年齢、性別は問わない。

(2)フォークリフトの運転技能講習を修了し、1年以上経過していること。

(3)フォークリフト又は自動車の運転により過去1年間事故を起こしていないこと。ただし、人身事故については、過去3年間(フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間)これを起こしたことがないこと。

7. 競技種目

(1) 学科

① 出題数は50問とし、正誤方式とする。

② 出題科目

イ. 関係法令(10問)

ロ. 走行に関する装置の構造、取扱いの方法(10問)

ハ. 荷役に関する装置の構造、取扱いの方法(20問)

ニ. 運転に必要な力学(10問)

(2) 作業開始前点検

フォークリフトにあらかじめ設定した不良箇所を競技者に発見させて報告させる方法とし、制限時間を5分とする。

(3) 運転競技

フォークリフト運転技能講習規定の実技試験に準じて行うが、標準所要時間は5分間とする。

8. 各部門の表彰並びに全国大会派遣

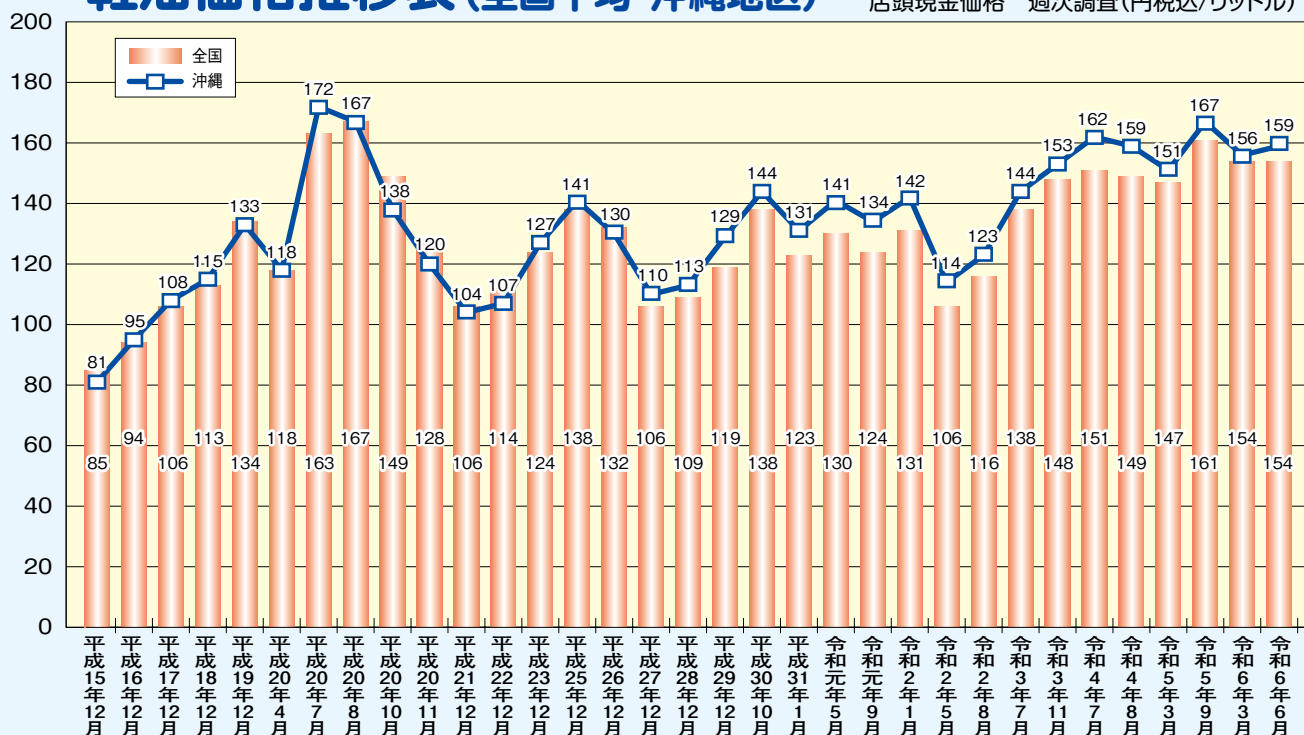
各部門の上位3位までの入賞者に表彰状と副賞を、それ以外の選手には参加賞を授与する。各部門上位入賞者1名を9月28日(土)～29(日)開催の全国大会(愛知県)に沖縄県代表として派遣する。

※申し込み、その他詳細については、沖縄県トラック協会ホームページをご覧ください。

☎098-863-0280 担当:業務課

軽油価格推移表 (全国平均・沖縄地区)

2024年6月10日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て



2024年 7月行事予定

- 10(水) 整備管理者(選任前)研修(陸運事務所)
09:00~12:30・13:30~17:00/第2回交通・環境対策委員会(沖ト協4F)12:00~13:00
- 11(木) 整備管理者(選任前)研修(陸運事務所)
09:00~12:30・13:30~17:00/全ト協第206回理事会(第一ホテル東京)
- 15(月) 海の日
- 17(水) 整備管理者(選任前)研修(陸運事務所)
09:00~12:30・13:30~17:00
- 18(木) 整備管理者(選任前)研修(大西公民館)
13:00~16:30
- 20(土) 沖縄県トラックドライバーコンテスト事前準備(壺川自動車学校)16:00~
- 21(日) 沖縄県トラックドライバーコンテスト(壺川自動車学校)07:15集合
- 24(水) 整備管理者(選任後)研修(大西公民館)
13:30~16:30
- 25(木) 九州ブロック女性協議会第1回役員会(長崎)
15:30~17:00

2024年 8月行事予定

- 1(木) 整備管理者(選任後)研修(沖ト協5F研修室)
09:30~12:30・13:30~16:30
- 2(金) 全国専務理事業務連絡会議(ホテル日航熊本)/整備管理者(選任後)研修(沖ト協5F研修室)09:30~12:30・13:30~16:30
- 5(月) 整備管理者(選任前)研修(陸運事務所 会議室)09:00~12:30/整備管理者(選任後)研修(陸運事務所 会議室)13:30~16:30
- 6(火) 整備管理者(選任前)研修(陸運事務所 会議室)09:00~12:30/整備管理者(選任後)研修(陸運事務所 会議室)13:30~16:30
- 11(日) 山の日
- 12(月) 振替休日
- 24(土) 沖縄県フォークリフト運転競技大会

近代化基金融資にかかる 貸出金利について

貸付利率

年 **1.80%** (令和6年6月11日より適用)

健康おきなわ21(第3次)が令和6年度からスタートします(令和6~17年度)

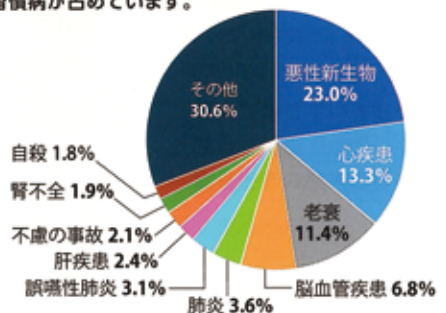
沖縄県は、平成26年3月に策定した「健康おきなわ21(第2次)」に基づき、「早世の予防」及び「健康寿命の延伸」を図るとともに、「平均寿命日本一おきなわ」の復活を目指し健康づくり施策を推進してきましたが、令和4年の最終評価では、特に働き盛り世代の健康状況が悪化しており、大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、新たに「健康おきなわ21(第3次)」を策定しました。

基本理念 県民が健康長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることが大切である

沖縄県民の健康状態の現状

死因の上位は生活習慣病！

死因の上位を悪性新生物(がん)や心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が占めています。



出典：人口動態統計

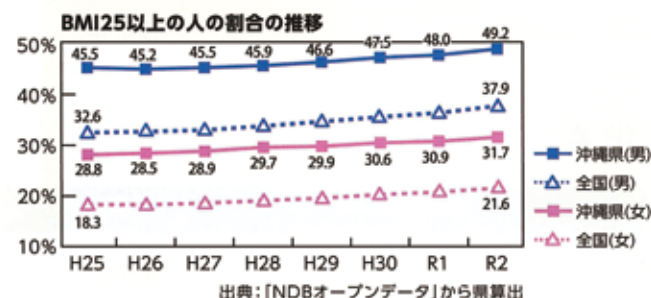
働き盛り世代の年齢階級別死亡率の都道府県別順位
全国ワースト3位以内の病気・年齢(がんを除く)

男性			女性		
心臓病	45~49歳	1位	心臓病	60~64歳	1位
	40~44歳	2位	心臓病	45~49歳	3位
	30~34歳	3位	脳卒中	30~34歳	3位
脳卒中	30~34歳	1位	脳卒中	40~44歳	1位
	40~44歳	2位	肝臓病	50~59歳	1位
	55~59歳	3位	肝臓病	60~64歳	3位
肝臓病	30~64歳	1位	糖尿病	40~44歳	1位
糖尿病	60~64歳	3位	糖尿病	55~59歳	1位

出典：人口動態統計から県算出 令和2年都道府県別年齢調整死亡率

肥満の割合が高い！

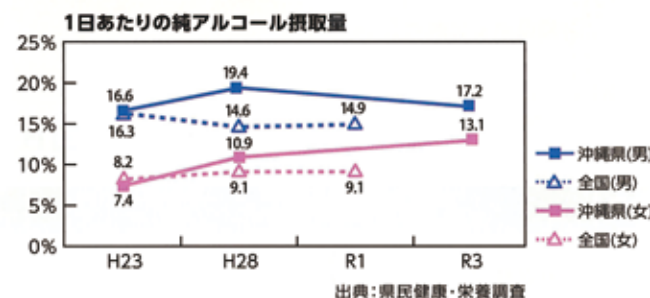
40~69歳のBMI25以上の割合は男女ともに増加傾向で、全国を大きく上回っています。



出典：「NDBオープンデータ」から県算出

アルコール摂取量が多い！

1日あたりの純アルコール摂取量が多い(男性40g以上、女性20g以上)人の割合は、男女ともに全国を上回っています。



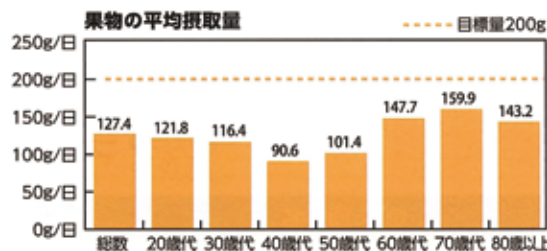
出典：県民健康・栄養調査

野菜・果物摂取量が少ない！

野菜・果物摂取量は全ての年代で目標量に達していません。



出典：令和3年度県民健康・栄養調査



出典：令和3年度県民健康・栄養調査

改善するために、
できることから
取り組もう！

血圧や体重の測定を習慣化

健康診断を毎年受けよう

スキマ時間にウォーキング、
座位時間を減らそう

過度な飲酒をなくそう

朝食や野菜果物を
しっかり摂ろう

禁煙

職場の健康力アップガイド

発行／令和6年3月 ● 沖縄県保健医療部健康長寿課 ● (公財) 沖縄県保健医療福祉事業団

企画・編集・制作 ● (一社) トータルウェルネスプロジェクトオキナワ デザイン・印刷 ● 丸正印刷株式会社